

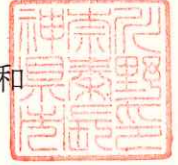
FNo.5・3・0(甲)

令和5年11月9日

秦野市廃棄物対策審議会

会長 原 田 一 郎 様

秦野市長 高 橋 昌 和



秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(諮問)

一般家庭で飼育されていた動物(愛玩動物)の死体処理に係る手数料の額について、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により1体につき5,830円としていますが、近年の国際的な物価高騰に起因する処理経費の増額に伴い、その見直しを行うものです。

そこで、同条例の一部改正について、貴審議会の御意見を伺いたく次のとおり諮問いたします。

- 1 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する動物の死体の処理手数料を5,830円から6,380円に改めること。
- 2 1について、令和6年4月1日から施行すること。